

対象保育所の民営化順位選定一覧表

< 民営化する順番について >

選定基準の項目ごとに順位付けを行い、すべての項目の合計が小さい保育所から順に民営化します。

なお、同順の場合は、同順の保育所で直接比較を行い順位を決定することとします。(下表)

(1) 市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点について

この視点は、市立保育所として存続させる視点であることから、割合が低い保育所の順位が高くなります。

なお、「基幹的拠点としての配置バランスを考慮して利便性が高い」の項目は、順位付けが困難なため除いています。

(2) 移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点について

この視点は、民営化の対象とする視点であることから、数値が高い保育所の順位が高くなります。

また、建物の経過年数については、比較的新しい保育所を民営化の対象にすることから、経過年数が多い保育所の順位が高くなります。

選 定 基 準	東		西		南		北		中央	
	鮎川	5 保育 所中の 順位	下穂積	5 保育 所中の 順位	玉島	5 保育 所中の 順位	道祖本	5 保育 所中の 順位	中津	5 保育 所中の 順位
(1) 市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点										
在所する要配慮・障害児童の割合が低い(%)	9.3	2	8.7	1	11.5	4	9.8	3	12.6	5
地域における在宅児童の割合が低い(%)	41.1	1	41.4	2	47.9	5	43.6	3	44.8	4
待機児童のうち、当該保育所を希望する割合が低い(%)	16.7	5	8.3	2	9.7	3	1.4	1	12.5	4
(2) 移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点										
地域における0歳から5歳児童数が多い(人)	1316	4	1621	2	1359	3	188	5	2411	1
在所する児童数が多い(人)	134	1	134	1	132	3	127	5	132	3
建物の経過年数が多い(年)	36	5	39	2	37	4	40	1	38	3
総合判定(順位)	2	18	1	10	5	22	2	18	4	20



選 定 基 準	東		北	
	鮎川	2 保育 所中の 順位	道祖本	2 保育 所中の 順位
(1) 市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点				
在所する要配慮・障害児童の割合が低い(%)	9.3	1	9.8	2
地域における在宅児童の割合が低い(%)	41.1	1	43.6	2
待機児童のうち、当該保育所を希望する割合が低い(%)	16.7	2	1.4	1
(2) 移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点				
地域における0歳から5歳児童数が多い(人)	1316	1	188	2
在所する児童数が多い(人)	134	1	127	2
建物の経過年数が多い(年)	36	2	40	1
総合判定(順位)	1	8	2	10

3